

おくやみハンドブック

貝塚市



ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈りいたします。
貝塚市では、ご遺族の方が届出を行う市役所での主な手続きについて、
おくやみハンドブックを作成しました。
この冊子が少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

貝塚市

もくじ

1. 本人確認書類について	P.2
2. 該当手続きチェックリスト	P.3
3. 亡くなられた方がお持ちだったカード・書類などのチェックリスト	P.4
4. 市役所での手続き	
死亡届	P.5
市役所で発行できる書類など	P.5
印鑑登録カード・住民基本台帳カード・マイナンバーカード	P.7
墓地の使用者	P.8
年金	P.8
後期高齢者医療	P.9
国民健康保険	P.9
葬祭費の支給	P.9～10
障害福祉	P.10
子ども	P.15
ひとり親	P.17
児童・生徒	P.18
介護保険	P.19
道路	P.20
土地の占用	P.21
空き家	P.21
生産緑地	P.22
農地	P.23
上下水道	P.25
市税	P.27
市営住宅	P.31
ごみ	P.32
し尿・くみとり	P.33
飼い犬	P.33
5. 市役所以外での手続き（参考）	P.34
6. 故人の財産について	P.36

1. 本人確認書類について

本人確認書類については、次の通りです。(有効期限のあるものは、有効期限内のもの)

1点の確認でいいもの

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証
- ・パスポート（旅券）
- ・顔写真付住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・公的機関が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書など（写真付きのもの）

2点以上の確認が必要なもの

- ・公的機関が発行した資格証明書
- ・健康保険被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・年金証書
- ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書
- ・住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・学生証及び社員証
- ・生活保護受給者証
- ・預金通帳
- ・診察券
- ・キャッシュカード、クレジットカードなど

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2. 該当手続きチェックリスト

確認事項 (亡くなられた方について)		☑	該当ページ
住民登録	3人以上世帯の世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	P.5
国民年金	国民年金のみを受給していた方、国民年金に加入中の方	<input type="checkbox"/>	P.8
健康保険	後期高齢者医療の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	P.9
	国民健康保険の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	P.9 と P.10
障害福祉	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	P.10
	特別児童扶養手当・特別障害者手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.11
介護保険	介護保険の資格を有していた方	<input type="checkbox"/>	P.19
	高齢者福祉サービスを受けていた方	<input type="checkbox"/>	
子ども	児童手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	P.15 と P.18
	医療費の助成を受けていた方	<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	
	保育所・認定こども園を利用している子どもの保護者だった方	<input type="checkbox"/>	
奨学金	奨学生・借受人・連帯保証人だった方	<input type="checkbox"/>	P.18
空き家	住んでいた住宅が空き家になる方	<input type="checkbox"/>	P.21
農地(農業)	農地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.23
森林	森林を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.24
上下水道	水道を使用していた方など	<input type="checkbox"/>	P.25
税金	市税を課税されていた方	<input type="checkbox"/>	P.27
	原動機付自転車(125cc以下)などを所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.29
市営住宅	市営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	P.31
犬	犬を飼っていた方	<input type="checkbox"/>	P.33

3. 亡くなられた方がお持ちだったカード・書類などのチェックリスト

カード類	担当課	<input checked="" type="checkbox"/>	該当ページ
印鑑登録カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード	市民課	<input type="checkbox"/>	P.7
後期高齢者医療保険に加入していた方			
後期高齢者医療被保険者証	保険年金課	<input type="checkbox"/>	P.9
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証		<input type="checkbox"/>	
特定疾病療養受療証		<input type="checkbox"/>	
国民健康保険に加入していた方			
国民健康保険被保険者証	保険年金課	<input type="checkbox"/>	P.9
高齢受給者証		<input type="checkbox"/>	
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証		<input type="checkbox"/>	
特定疾病療養受療証		<input type="checkbox"/>	
年金証書、年金機構発行の振り込みはがき、 または年金手帳（基礎年金番号のわかるもの）	保険年金課	<input type="checkbox"/>	P.8
介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証	高齢介護課	<input type="checkbox"/>	P.19
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 障害福祉サービス受給者証、重度障害者医療証	障害福祉課	<input type="checkbox"/>	P.10
特別児童扶養手当証書		<input type="checkbox"/>	P.11
子ども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書	子ども福祉課	<input type="checkbox"/>	P.15 ～ P.18
障害児の通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証	子ども相談課	<input type="checkbox"/>	P.16
原動機付自転車の「申告済証」または「標識交付証明書」	課税課	<input type="checkbox"/>	P.29
図書館カードは図書館へ返却してください	市民図書館 072-433-7200	<input type="checkbox"/>	—
Net119登録者をお持ちの方は、 登録解除の連絡をしてください	消防署 072-422-5810	<input type="checkbox"/>	—

4. 市役所での手続き

死亡届

(1) 亡くなられた日から7日以内に市民課に提出ください

手続き・必要なもの	届出人・請求者
死亡届の提出 (閉庁時は市役所当直室で受け付けます)	親族、同居者、家屋管理人、 成年後見人、保佐人、補助人 など
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡届 (医師が作成した死亡診断書、または死体検案書)	市民課 ☎ 072-433-7374
※成年後見人・保佐人・補助人が届出人になる場合は、登記事項証明書(原本)	期限
※3人以上世帯の世帯主だった方は、後日世帯主の変更登録の手続きが必要です。	亡くなられた日から7日以内

市役所で発行できる書類など

(1) 死亡の記載がされた戸籍謄本の発行

手続き・必要なもの	届出人・請求者
貝塚市に死亡届が到達した日から戸籍の記載に14日程度かかります。発行できるかを市民課にお尋ねください。	①配偶者、直系尊属・卑属 ②上記の方からの、委任状のある方
▼請求するための要件	問合せ先
<input type="checkbox"/> 貝塚市に本籍があること	市民課 ☎ 072-433-7371
▼必要なもの	期限
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類	なし
<input type="checkbox"/> 手数料	
※請求の際には申請書に正しい本籍地番と筆頭者名を記入してください。	

MEMO

市役所で発行できる書類など

(2) 死亡届の写し

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>100万円を超える郵便局簡易生命保険契約の請求者・遺族年金の請求者など、特別な事由がある場合に限り、請求の事由を明らかにして交付請求ができます。発行できるかを市民課にお尋ねください。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利害関係人であることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 保険証書等 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手数料 <p>※請求の際には申請書に正しい本籍地番と筆頭者名を記入してください。</p>	<p>①利害関係人（保険受取人または請求者）</p> <p>②亡くなられた方の同居の親族</p> <p>③上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>市民課</p> <p>☎ 072-433-7371</p>
	期限
	<p>発行は本籍が貝塚市で死亡届提出日の翌月20日頃まで</p>

(3) 死亡した方の住民票（除票）の写し

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>亡くなられた方のマイナンバーの記載はできません。発行できるかを市民課にお尋ねください。亡くなられた方と申請者（利害関係人）との関係がわかる戸籍を求める場合があります。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手数料 	<p>①亡くなられた方の利害関係人</p> <p>②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>市民課</p> <p>☎ 072-433-7371</p>
	期限
	<p>なし</p>

MEMO

印鑑登録カード・住民基本台帳カード・マイナンバーカード

(1) 亡くなられた方の印鑑登録のカード

手続き・必要なもの	届出人・請求者
市民課に返還されるか、不要であれば破棄してください。	どなたでも
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7373
	期限
	速やかに

(2) 亡くなられた方の住民基本台帳カード

手続き・必要なもの	届出人・請求者
市民課に返還されるか、不要であれば破棄してください。	どなたでも
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7373
	期限
	速やかに

(3) 亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード

手続き・必要なもの	届出人・請求者
諸手続きが済むまで、大切に保管してください。 市民課に返還されるか、不要であれば破棄して下さい。	どなたでも
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7094
	期限
	なし

MEMO

.....

.....

墓地の使用者

(1) 市営墓地をご利用だった場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
使用者の名義変更(承継)手続きをしてください。	親族
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 承継使用許可申請書	市民課
<input type="checkbox"/> 使用者の死亡を証する書類など	☎ 072-433-7280
※添付書類は市民課にお尋ねください。	期限
※市営墓地以外は、墓地の管理者(町会、寺院など)にお尋ねください。	なし

年金

(1) 国民年金のみを受給されていた方が亡くなられた場合または、国民年金に加入中の方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
▼各種手続き	請求権のあるご遺族など ※請求する年金の種類によって 請求者の要件や優先順位が 異なります。
<input type="checkbox"/> 年金受給権者死亡届	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求	保険年金課 国民年金担当
<input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求	☎ 072-433-7274
<input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求	期限
<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 など	受給権が発生してから5年 (死亡一時金は2年)
▼必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書、年金手帳	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者との関係を明らかにできる 戸籍謄本・抄本	
<input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳	
<input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるもの・本人確認が できるもの など	
※亡くなられた方と請求者との生計関係等ご内容によって 提出書類が異なります。詳しくはお問合わせください。	

※厚生年金や共済年金の手続きについては、貝塚年金事務所、各共済組合へお問合わせください。

後期高齢者医療

(1) 後期高齢者医療の被保険者証等返納

手続き・必要なもの	届出人・請求者
後期高齢者医療の被保険者が亡くなられたときに返納してください。	親族、同居人、相続人など
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	保険年金課
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証(お持ちの場合)	☎ 072-433-7282
<input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの場合)	期限
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証(お持ちの場合)	速やかに

(2) 葬祭費の支給

手続き・必要なもの	届出人・請求者
後期高齢者医療の被保険者が亡くなった場合、葬儀を執行された方に5万円を支給します。	葬儀執行者
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬儀代金もしくは葬儀使用料の領収書 (原則葬儀執行者及び被保険者の氏名が確認できるもの)	保険年金課
<input type="checkbox"/> 葬儀執行者名義の振込先口座の通帳	☎ 072-433-7282
	期限
	葬儀を行った日の翌日から2年

国民健康保険

(1) 国民健康保険の被保険者証等返納、交換

手続き・必要なもの	届出人・請求者
国民健康保険の被保険者が亡くなられた時に返納してください。	親族、同居人、相続人など
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	保険年金課
<input type="checkbox"/> 高齢受給者証(お持ちの場合)	☎ 072-433-7271
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証(お持ちの場合)	☎ 072-433-7273
<input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの場合)	期限
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証(お持ちの場合)	速やかに
※世帯主が亡くなった場合は、世帯主が国民健康保険に加入しているかにかかわらず、世帯員全員の被保険者証等を持参してください。新しい世帯主を記載したものに交換します。	

国民健康保険

(2) 葬祭費の支給

手続き・必要なもの	届出人・請求者
国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、葬儀を執行された方に5万円を支給します。	葬儀執行者
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬儀代金もしくは葬儀使用料の領収書 (原則葬儀執行者及び被保険者の氏名が確認できるもの)	保険年金課 ☎ 072-433-7273
<input type="checkbox"/> 葬儀執行者名義の振込先口座の通帳	期限
	葬儀を行った日の翌日から2年

障害福祉

(1) 身体障害者・精神障害者保健福祉・療育手帳の交付を受けていた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手帳を返還してください。	どなたでも
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 各種手帳返還届	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳	期限
	速やかに

(2) 重度障害者医療証をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
重度障害者医療証の返還をしていただきます。未支払の医療費返還金がある場合は未払い分を支給できる場合があります。	障害福祉課にお尋ねください
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療証	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 資格に関する喪失届	期限
<input type="checkbox"/> 申立書	速やかに
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	

障害福祉

(3) 受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業サービス受給者証）をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
受給者証を返還してください。	どなたでも
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	期限
	速やかに

(4) 特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
未支払の手当がある場合、未払い分を受取れる場合があります。	障害福祉課にお尋ねください
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未支払手当請求書	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	期限
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	速やかに

(5) 特別児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合 《受給者または対象児童が死亡した場合》

手続き・必要なもの	届出人・請求者
受給状況・世帯状況によりその他の手続きが必要な場合があります。	障害福祉課にお尋ねください
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 資格喪失届	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 手当証書	期限
	速やかに

(6) 大阪府障害者扶養共済制度に加入していた方が亡くなられた場合①
 ≪加入者が死亡した場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入者の状況に応じて、年金の給付ができる場合がありますので、お問合せください。	障害福祉課にお尋ねください
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡・障害届書 ※加入者の死亡診断書または死体検案書(原本または原本証明したもの)。 ※加入日から2年以内に死亡した場合は、所定の死亡証明書が必要です。	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 加入者の住民票除票 <input type="checkbox"/> 障害者及び年金管理者(指定している場合)の住民票 <input type="checkbox"/> 年金給付請求書 <input type="checkbox"/> 共済加入証書 (口数追加の方は口数追加証書も必要)	期限
	速やかに

(7) 大阪府障害者扶養共済制度に加入していた方が亡くなられた場合②
 ≪障害者が死亡した場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入期間に応じて弔慰金を受け取れる場合がありますので、お問合せください。	障害福祉課にお尋ねください
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡・障害届書 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 障害者の住民票除票 <input type="checkbox"/> 弔慰金給付請求書(加入期間が1年以上の場合) <input type="checkbox"/> 共済加入証書(口数追加の方は口数追加証書も必要) <input type="checkbox"/> 加入者の振込先口座がわかるもの	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	期限
	速やかに

障害福祉

(8) 重度障害者在宅介護支援給付金を受給している方が亡くなられた場合① ≪受給者または重度障害者が死亡した場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入者の状況に応じて、給付金を受け取れる場合がありますので、お問合せください。	障害福祉課にお尋ねください
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 異動届	問合せ先
	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	期限
	速やかに

(9) 重度障害者在宅介護支援給付金を受給している方が亡くなられた場合② ≪受給者が死亡し、未支払給付金がある場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入者の状況に応じて、給付金を受け取れる場合がありますので、お問合せください。	障害福祉課にお尋ねください
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 未支払重度障害者在宅介護支援給付金請求書 <input type="checkbox"/> 重度障害者の振込先口座がわかるもの	問合せ先
	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	期限
	速やかに

(10) 貝塚市福祉タクシー初乗料金助成乗車券をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
残りの乗車券を返還してください。	相続人家族など
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の貝塚市福祉タクシー初乗料金助成乗車券	問合せ先
	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	期限
	速やかに

障害福祉

(11) 貝塚市福祉型コミュニティバス（は～もに～ばす）無料乗車証をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
無料乗車証を返還してください。	相続人家族など
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の貝塚市福祉型コミュニティバス（は～もに～ばす）無料乗車証	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	期限
	速やかに

(12) 有料道路の障害者割引をご利用の方が亡くなられた場合（ETC利用者のみ）

手続き・必要なもの	届出人・請求者
登録の削除をしてください。	相続人家族など
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 登録削除依頼	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
※障害福祉課または有料道路ETC割引登録係（☎ 045-477-1233）で手続きが必要です。	期限
	速やかに

(13) NHK放送受信料の減免を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
解約の手続きをしてください。 NHKに連絡し、必要な手続きをしてください。	相続人家族など
▼連絡先	問合せ先
・NHKふれあいコールセンター ☎ 0120-151515	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
・NHK大阪放送局 視聴者リレーションセンター開発推進部 ☎ 06-6937-9000 FAX 06-6937-3501	期限
	速やかに

子ども

(1) 児童手当・特例給付の額改定または消滅届

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>対象児童が亡くなられたときに必要となる手続きです。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 児童手当・特例給付受給事由消滅届または児童手当・特例給付額改定認定請求書</p>	<p>①亡くなられた方の父母</p> <p>②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課</p> <p>☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>亡くなられた日の翌日から 15日以内</p>

(2) 児童扶養手当の額改定届（減額）または資格喪失届

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>対象児童が亡くなられたときに必要となる手続きです。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当額改定届</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当資格喪失届</p>	<p>受給者</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課</p> <p>☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(3) 子ども医療医療費助成の受給資格喪失手続き

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>子ども医療医療証の受給者が亡くなられたときに必要となります。子ども医療医療証を返還してください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども医療届出書</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きに来る方の身分証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども医療医療証</p>	<p>①亡くなられた方の父母</p> <p>②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課</p> <p>☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

子ども

(4) 未支払児童手当・特例給付の請求及び児童手当・特例給付の受給者切り替え

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>児童手当・特例給付の受給者が亡くなられたときに、受け取っていない手当の支給や受給者の変更を行う手続きです。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童手当・特例給付受給事由消滅届 <input type="checkbox"/> 未支払児童手当・特例給付請求書 <input type="checkbox"/> 児童手当・特例給付認定請求書 	<p>①亡くなられた方の配偶者 ②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課 ☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>亡くなられた日の翌日から 15日以内</p>

(5) 受給者証（障害児通所支援など）の返還

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証の対象児童が亡くなられたときに返還してください。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各種受給者証 	<p>どなたでも</p>
	問合せ先
	<p>子ども相談課 ☎ 072-433-7071</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(6) 保育所・認定こども園を利用している子どもの保護者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>手続きをお願いします。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育・保育給付変更認定申請書 <input type="checkbox"/> 保育利用児童家庭状況等変更届 	<p>子育て支援課にお尋ねください。</p>
	問合せ先
	<p>子育て支援課 ☎ 072-433-7024</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

ひとり親

(1) ひとり親世帯になられた方①

手続き・必要なもの	届出人・請求者
児童扶養手当を受けることができます。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当等認定請求書 <input type="checkbox"/> 届出人と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 届出人・対象児童・扶養義務者分の本人確認できるもの <input type="checkbox"/> 年金手帳と健康保険証 ※世帯の所得により、該当にならない場合があります。	申請者本人
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 072-433-7021
	期限
	速やかに

(2) ひとり親世帯になられた方②

手続き・必要なもの	届出人・請求者
ひとり親家庭医療費助成を受けることができます。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書 (保護者と児童の戸籍謄本、対象者全員の健康保険証) ※世帯の所得により、該当にならない場合があります。	申請者本人
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 072-433-7021
	期限
	速やかに

(3) ひとり親家庭医療医療費助成の受給資格喪失手続き

手続き・必要なもの	届出人・請求者
ひとり親家庭医療医療証の受給者が亡くなったときに必要となります。ひとり親家庭医療医療証を返還してください。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療届出書 <input type="checkbox"/> 手続きに来る方の身分証明書 <input type="checkbox"/> ひとり親医療医療証	①親族 ②上記の方からの、委任状のある方
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 072-433-7021
	期限
	速やかに

ひとり親

(4) 児童扶養手当の受給者の資格喪失届及び未支払手当請求

手続き・必要なもの	届出人・請求者
受給者が亡くなられたときに必要となる手続きです。	死亡届出義務者・手当の支給対象者(保護者)
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当資格喪失届	子ども福祉課
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	☎ 072-433-7021
	期限
	亡くなられた日の翌日から14日以内

児童・生徒

(1) 就学援助費または特別支援教育就学奨励費の認定を受けている児童生徒の保護者

手続き・必要なもの	届出人・請求者
申請者が亡くなられたときは、振込先口座の変更をしていただく必要があります。	市内小中学校在学中の児童生徒の保護者
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	学校教育課
<input type="checkbox"/> 新たな振込先口座の通帳	☎ 072-433-7108
	期限
	速やかに

(2) 貝塚市奨学資金の貸付けを受けている方または、現在返還中の方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
返還猶予・免除申請ができる場合があります。	保証人、親族
▼必要なもの	問合せ先
詳しくは学校教育課にお尋ねください。	学校教育課
	☎ 072-433-7108
	期限
	速やかに

介護保険

(1) 介護保険の被保険者証等返還

手続き・必要なもの	届出人・請求者
介護保険の被保険者が亡くなられたときに返納してください。	親族、同居人、相続人など
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢介護課
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(お持ちの場合)	☎ 072-433-7040
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(お持ちの場合)	期限
	速やかに

(2) 福祉サービス(緊急通報装置・紙おむつの支給・愛の一声運動・福祉電話・徘徊見守りネットワーク)を利用されている方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
各種サービスの廃止日等の確認のほか、緊急通報装置・福祉電話の撤去日時等の打ち合わせが必要です。まずはご連絡ください。	親族、同居人、ケアマネジャーなど
▼必要なもの	問合せ先
なし	高齢介護課
	☎ 072-433-7010
	期限
	速やかに

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

道路

(1) 道路占用者

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	親族または使用者
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 道路占用許可申請書(占用者変更)	道路整備課 ☎ 072-433-7342
	期限
	速やかに

(2) 市営駐車場使用者

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	親族、同居人、相続人など
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 貝塚市営駐車場使用申請書(使用者変更) または、貝塚市営駐車場返還届	道路整備課 ☎ 072-433-7340
	期限
	速やかに

(3) 市管理道路内に土地を所有していた方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	相続人
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 債権者変更届出書(土地所有者変更)	道路整備課 ☎ 072-433-7342
	期限
	速やかに

MEMO

土地の占用

(1) 土地の占用者が亡くなられて占用を終了する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	相続人または関係者
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 法定外公共物占用廃止届出書	用地課 ☎ 072-433-7419
	期限
	速やかに

(2) 土地の占用者が亡くなられた後、相続人が占用を継続する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	占用を継続される方
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 法定外公共物占用の名義変更理由書	用地課 ☎ 072-433-7419
	期限
	速やかに

空き家

(1) 亡くなられた方の家が空き家になる場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
空き家のことでお困りの場合は、まちづくり課へご相談ください。	空き家をお持ちの方のご親族
※空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除、期限あり)についても、お気軽にお問合わせください。	問合せ先
	まちづくり課 ☎ 072-433-7214
	期限
	なし

生産緑地

(1) 生産緑地所有者が亡くなられた後、相続人が生産緑地を継続する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 生産緑地に係る所有者変更届 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書(写し可) (法務局で取得のもの) <input type="checkbox"/> 生産緑地に係る農業従事者変更届	土地所有者 <hr/> 問合せ先 都市計画課 ☎ 072-433-7246 <hr/> 期限 速やかに

(2) 生産緑地所有者が亡くなられた後、相続人が生産緑地を解除する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
個別にご相談ください。	個別にご相談ください。
	問合せ先 都市計画課 ☎ 072-433-7246 <hr/> 期限 個別にご相談ください。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(1) 農業者年金を掛けていた方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者				
<p>JAで手続きが必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>農業者年金死亡関係届出書(様式第K31号の1、2) 下記添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死亡者が受給権者である場合は農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 死亡者が被保険者である場合は農業者年金被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡日を確認できる戸籍謄本もしくは住民票の写しなど <input type="checkbox"/> 未支給年金、死亡一時金の手続きの場合は、死亡者と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本と同一生計証明 <p>※届出書の提出先はJAです。届出書はJAから農業委員会を經由して、農業者年金基金に送付されます。農業者年金に加入した時期によって届出様式が異なってくるので、詳しくは農業者年金基金の専門相談員(☎ 03-3502-3199)にご相談ください。</p>	<p>年金を掛けていた方のご遺族、その他詳しくは農業委員会にお尋ねください。</p> <tr> <th data-bbox="976 510 1437 562">問合せ先</th> <td data-bbox="976 566 1437 689"> <p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="976 689 1437 741">期限</th> <td data-bbox="976 745 1437 1120"> <p>速やかに</p> </td> </tr>	問合せ先	<p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p>	期限	<p>速やかに</p>
問合せ先	<p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p>				
期限	<p>速やかに</p>				

(2) 農地の所有者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者				
<p>手続きが必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 相続人以外が手続きする場合は委任状 	<p>農地の相続人</p> <tr> <th data-bbox="976 1379 1437 1431">問合せ先</th> <td data-bbox="976 1435 1437 1559"> <p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="976 1559 1437 1610">期限</th> <td data-bbox="976 1615 1437 1684"> <p>速やかに</p> </td> </tr>	問合せ先	<p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p>	期限	<p>速やかに</p>
問合せ先	<p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p>				
期限	<p>速やかに</p>				

MEMO

.....

.....

.....

.....

農地

(3) 農地を賃借して耕作していた方(旧小作人)が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	農地を賃借して耕作する権利(旧小作権)を相続する人
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 賃借人(旧小作人)変更届出書	農業委員会
<input type="checkbox"/> 賃借人(旧小作権)遺産分割協議書	☎ 072-433-7388
<input type="checkbox"/> 相続関係を証する書面	期限
<input type="checkbox"/> 法定相続人の印鑑証明	速やかに
<input type="checkbox"/> 相続関係説明図	
<input type="checkbox"/> 相続人以外が手続きする場合は委任状	

森林

(1) 森林の土地の所有者となった(森林を相続された)方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
森林の土地の所有者届出書の提出が必要です。	相続人
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書	農林課
<input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面	☎ 072-433-7380
<input type="checkbox"/> 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類	期限
	相続開始の日(被相続人の死亡の日)から90日以内

MEMO

上下水道

(1) 上下水道契約者が亡くなり、同住所で引き続き上下水道をご使用いただく場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
名義変更手続きは、上下水道営業課窓口もしくは電話にて受付しています。	上下水道契約者が亡くなり、同住所で引き続き上下水道をご使用いただく方
▼必要なもの	問合せ先
なし	上下水道営業課 ☎ 072-433-7141
※登録口座の変更は、金融機関窓口での申込となります。	期限
※口座振替依頼書は市内各金融機関窓口のみ設置しています。預金通帳及び銀行届出印が必要です。	速やかに

(2) 上下水道契約者が亡くなり、今後上下水道を使用しない場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
閉栓手続きが必要です。上下水道営業課窓口もしくは電話にて受付しています。	上下水道契約者が亡くなり、同住所で引き続き上下水道をご使用しない方
▼必要なもの	問合せ先
なし	上下水道営業課 ☎ 072-433-7141
	期限
	速やかに

(3) 高齢者(65歳以上)の単身世帯となった場合

※水道料金等福祉減免制度を受けることができます。

手続き・必要なもの	届出人・請求者
減免申請が必要です。 上下水道営業課窓口にて受付しています。	上下水道契約者
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 水道料金減免申請書	上下水道営業課 ☎ 072-433-7141
<input type="checkbox"/> 下水道使用料減免申請書	期限
	速やかに

上下水道

(4) 下水道事業負担金の受益者で、納付中または納付がまだの方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 下水道事業受益者異動申告書 (新たな受益者の印鑑)	新たな受益者
	問合せ先
	上下水道総務課 下水道担当 ☎ 072-433-7180
	期限
	速やかに

(5) 井戸水を使用し、公共下水道に排水している世帯

手続き・必要なもの	届出人・請求者
世帯人数変更の報告が必要になりますので、ご連絡ください。 ▼必要なもの なし	どなたでも
	問合せ先
	上下水道営業課 ☎ 072-433-7405
	期限
	速やかに

(6) 汚水排除量変更の申告者が亡くなり、今後も申告を継続する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 汚水排除量(変更)申告書 <input type="checkbox"/> ボイラー等使用水量メーター指示数 報告書	新たな申告者
	問合せ先
	上下水道営業課 ☎ 072-433-7405
	期限
	速やかに

市税

(1) 固定資産の所有者及び固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 現所有者兼相続人代表者申告書	相続人 ※上記以外の方が手続きする 場合、委任状が必要
	問合せ先
	課税課 土地担当 ☎ 072-433-7251
	期限
	速やかに

(2) 未登記家屋の所有者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 家屋所有権の申立書	相続人 ※上記以外の方が手続きする 場合、委任状が必要
	問合せ先
	課税課 家屋担当 ☎ 072-433-7253
	期限
	速やかに

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(3) 固定資産税の納税管理人が亡くなった場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>手続きが必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 納税管理人申告書兼承認申請書(固定資産税用)</p>	<p>納税義務者 ※上記以外の方が手続きする場合、委任状が必要</p> <hr/> <p>問合せ先</p> <p>課税課 土地担当 ☎ 072-433-7251</p> <hr/> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市税

(5) 原動機付自転車など（貝塚市ナンバー）の車両を所有している場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>次の車両の所有者が亡くなられたとき、手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 (総排気量125cc以下のオートバイ・ミニカー) ・小型特殊自動車 (農耕用車両・フォークリフトなど) <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原動機付自転車申告済証または標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返還納書 <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 	<p>主に相続人 ※相続人でない方が手続きする場合、委任状が必要</p> <p>問合せ先</p> <p>課税課 諸税担当 ☎ 072-433-7254</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

(6) 軽自動車税(種別割)の納税義務者が亡くなった場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>手続きが必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続人代表指定届出書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 	<p>相続人 ※上記以外の方が手続きする場合、委任状が必要</p> <p>問合せ先</p> <p>課税課 諸税担当 ☎ 072-433-7254</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

市税

(7) 市・府民税の納税義務者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 相続人の代表指定届出書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	相続人 ※上記以外の方が手続きする場合、委任状が必要
	問合せ先
	課税課 市民税担当 ☎ 072-433-7250
	期限
	速やかに

(8) 市税の口座振替登録の変更

手続き・必要なもの	届出人・請求者
口座名義人が亡くなり、引き続き他の口座で口座振替を希望する場合、変更の手続きが必要です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 変更を希望する引き落とし希望口座の預貯金通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 届出印鑑 <input type="checkbox"/> 貝塚市税口座振替(自動払込)利用申込書兼解約(廃止)届出書 ※届出書はお電話いただければ郵送いたします。	相続人など
	問合せ先
	納税課 収納管理担当 ☎ 072-433-7261
	期限
	速やかに

MEMO

市営住宅

(1) 市営住宅を返還される場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>入居者(住宅名義人)の死亡により、借りていた市営住宅を返還される際に必要な手続きです。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 市営住宅返還届</p> <p>※市営住宅の返還に際し、市職員が立会い、住宅の片付けについて説明します。事前に必ずご連絡ください。</p>	<p>相続人</p>
	問合せ先
	<p>建築住宅課 ☎ 072-433-7210</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(2) 入居者(住宅名義人)の死亡により、一定の条件を満たす同居者が、引き続き同住宅での居住を希望される場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>手続きが必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 入居権承継承認申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 証書 新名義人の顔写真・実印・印鑑証明書 保証人の実印・印鑑証明書・所得証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳閲覧同意書</p> <p>※入居者の状況等により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>同居者</p>
	問合せ先
	<p>建築住宅課 ☎ 072-433-7210</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(3) 同居者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>手続きが必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 同居親族異動届</p> <p>※入居者の状況等により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>入居者(住宅名義人)</p>
	問合せ先
	<p>建築住宅課 ☎ 072-433-7210</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(1) 亡くなられた方のごみを岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者				
<p>亡くなられた方と搬入されるご親族のご住所が異なる場合は、亡くなられた方の住所がわかるもの（郵便物など）をご持参ください。</p> <p>搬入できるもの、できないものにつきましては岸和田市貝塚市クリーンセンターのホームページをご覧ください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物搬入申請書</p> <p>※市民課および廃棄物対策課の窓口で配布しているほか、岸和田市貝塚市クリーンセンターのホームページからダウンロードが可能です。</p> <p>【岸和田市貝塚市クリーンセンター】</p> <p>所在地：岸和田市岸之浦町1番地の2</p> <p>電話番号：072-436-5389</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日（祝日の場合も含む）午後1時～午後5時（できるだけ午後4時半までに入場してください）</p> <p>料 金：70kg以下は一律1,000円 70kgを超える場合は、超える重量10kgにつき120円加算（令和5年10月現在の料金です）</p>	<p>亡くなられた方のご親族</p> <tr> <th data-bbox="976 454 1439 510">問合せ先</th> <td data-bbox="976 510 1439 633"> <p>廃棄物対策課 ☎ 072-433-7009</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="976 633 1439 689">期限</th> <td data-bbox="976 689 1439 1382"> <p>なし</p> </td> </tr>	問合せ先	<p>廃棄物対策課 ☎ 072-433-7009</p>	期限	<p>なし</p>
問合せ先	<p>廃棄物対策課 ☎ 072-433-7009</p>				
期限	<p>なし</p>				

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

し尿・くみとり

(1) 浄化槽をお使いの方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
亡くなられた方が浄化槽の所有者であった場合、管理者変更届などを提出してください。	ご家族の方ほか
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 管理者変更届	環境衛生課 ☎ 072-433-7186
<input type="checkbox"/> 浄化槽の使用休止届	期限
	速やかに

(2) 汲み取り便所世帯の方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
汲み取り業者に収集人数の変更を直接連絡してください。	ご家族の方ほか
【各汲取り業者】	問合せ先
辻義設備工業(株) : ☎ 072-431-2249	環境衛生課 ☎ 072-433-7186
阪南設備工業(株) : ☎ 072-422-0568	期限
(株)コスモエンジニア : ☎ 072-432-5727	速やかに

飼い犬

(1) 亡くなられた方が飼い主だった場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
亡くなられた方が犬の飼い主だった場合、所有者変更の届出が必要です。	ご家族の方ほか
▼必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 犬鑑札	健康推進課 ☎ 072-433-7410
※新たな飼い主となる方が、お住いの市町村で手続きをしてください。	期限
	速やかに

5. 市役所以外での手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続き先	問合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納	貝塚警察署 ☎ 072-431-1234
<input type="checkbox"/>	在留カード・ 特別永住者証明書	返納	東京都出入国在留管理局 おだいば分室 ☎ 03-3599-1068
<input type="checkbox"/>	厚生年金	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	最寄りの年金事務所 貝塚年金事務所 ☎ 072-431-1122 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
<input type="checkbox"/>	健康保険	埋葬料(費)の支給申請など	ご加入の健康保険組合、 全国健康保険協会(協会けんぽ) 貝塚年金事務所 ☎ 072-431-1122
<input type="checkbox"/>	労災保険	遺族(補償)等給付 葬祭料等(葬祭給付)の請求	所轄の労働基準監督署 労災保険相談ダイヤル ☎ 0570-006031
<input type="checkbox"/>	国税関係	所得税・消費税の準確定申告 相続税の手続き	亡くなった方の住所地を 管轄する税務署 岸和田税務署 ☎ 072-438-1341
<input type="checkbox"/>	恩給	未払い金または 過払い金の確認	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	土地・家屋などの相続登記	土地・建物を管轄する法務局 大阪法務局 岸和田支局 ☎ 072-438-6501
<input type="checkbox"/>	生命保険	死亡保険金などの請求	ご加入の生命保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	預貯金口座	ゆうちょ銀行口座凍結の 解除・名義変更・解約	郵便局窓口
		その他の金融機関口座凍結 の解除・名義変更・解約	お取引の金融機関
<input type="checkbox"/>	株式	名義変更	証券会社・株式発行人

5. 市役所以外での手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続き先	問合わせ先
<input type="checkbox"/>	普通自動車・ 125cc超バイク	廃車の手続・名義変更	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 ヘルプデスク ☎ 050-5540-2060
<input type="checkbox"/>	軽自動車 (三輪・四輪)	廃車の手続・名義変更	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所コールセンター ☎ 050-3816-1842
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT)	承継名義変更・解約	NTT西日本 ☎ 116 携帯電話からはフリーアクセス ☎ 0800-2000116
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT以外)	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター フリーダイヤル 0120151515 NHKナビダイヤル ☎ 0570-077-077
<input type="checkbox"/>	電気・ガス	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	府営住宅	承継・退去	大阪府営住宅 泉佐野管理センター ☎ 072-458-2852

6. 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

委任状

※ コピーしてお使いください。

令和 年 月 日

(宛先) 貝塚市長

委任者 (頼む方)

住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____ 電話番号 _____

印鑑登録を委任する場合は登録印を押印してください。

私は次の者を代理人として定め、() の死亡に関する下記の事項の権限を委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____

記

委任事項 (委任する事項にレ点を付してください。その他の場合は内容をお書きください。)

世帯主変更届に関する手続き

未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限

国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)に関する手続き

市税に関する証明書の交付に関する申請及び受領に関する権限

遺族年金用：課税証明書 最新年度分 _____ 通

相続登記用：固定資産評価証明書 最新年度分 _____ 通
(土地：全部・一部)(家屋：全部・一部)

一部の場合、物件の所在地・家屋番号 _____

相続登記用：名寄台帳 最新年度分 _____ 通

※故人の市税に関する証明書の交付の際、相続人の戸籍等、相続関係が確認できる書類が必要です。(貝塚市に住所を置いており、かつ同一世帯の場合は不要です。)

また、故人が貝塚市以外に住所を置いていた場合は、住民票の除票等、亡くなられたことが確認できる書類が必要です。

その他の委任事項 _____

※ 委任される方の署名及び代理人に関する事項は、必ず委任者の直筆でお願いします。

※ 当該交付請求についてのみ作成された委任状の原本還付はできません。

※ 印鑑登録証明書の発行には、貝塚市印鑑登録カードが必要です。

所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わります！

※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されます

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

相続によって不動産を取得した相続人は、
その所有権を取得したことを知った日から3年以内に
相続登記の申請をしなければなりません。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 登記の手続きは、法務局ホームページをご覧ください
- 登記の手続きは、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください

新制度について、
詳しくはコチラ！



登記手続きについて、
詳しくはコチラ！



大阪司法書士会
ホームページはコチラ！



法務局があなたの相続手続きを応援します。裏面もぜひご覧ください。

大阪法務局

〒540-8544 大阪府中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎 Tel (代表) 06-6942-1481

(050116)

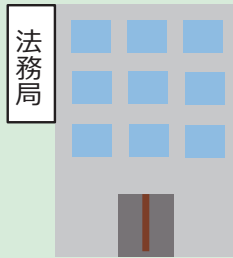
法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図があれば
相続手続きがスムーズに！

法定相続情報一覧図があれば、預貯金の払戻し、
相続税の申告、相続登記など、**各種相続手続きを
同時に進められ、時間短縮**できます。



戸除籍謄本等を収集し、
法定相続情報一覧図
を作成して法務局へ！



法定相続情報一覧図を
登記官が確認し認証



無料で
必要枚数を交付



法定相続情報一覧図



詳しくは右の二次元コードで！

法務局が自筆の遺言書を預かります！

自筆証書遺言書保管制度

1通 3,900円

申請手数料3,900円
のみで、保管料は不要

安全な保管場所

紛失、改ざん、^{いんべい}隠蔽の
おそれなし

検認が不要

家庭裁判所の検認
は不要



遺言書ほかんガル

詳しくは右の二次元コードで！



令和5年4月27日施行！

相続土地国庫帰属制度

相続等によって土地
の所有権を取得した
相続人が、法務局で
手続することで、その
土地を手放して国庫に
帰属させることが可能になり
ます（一定の要件を満たす
土地に限ります。）。



詳しくは右の二次元コードで！



相続登記の申請が義務化されます。裏面もぜひご覧ください。

大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎 Tel (代表) 06-6942-1481

(050116)

突然の相続で
お困りでは
ないですか？

- 何から始めればいいのかわからない！
- 相続人は何人？書類は何が必要なの？
- 遺産分けの話し合いはどうしたらいいのだろう？
- 相続税がかかりそう！だれに相談したらいいの？
- 仕事をしていて、平日に銀行の手続きをする時間がない！
- 高齢で体力が衰えて、頻繁に出歩くのが大変！

よつば相続支援センターなら 葬儀後の相続手続きが 窓口一つで完結

必要書類（戸籍）収集

年金手続き

預貯金の解約

不動産の相続登記

相続税申告



多岐にわたる相続手続きを代行させていただきます。

まずは無料相談をご利用ください

※不動産の名義変更 提携している司法書士をご紹介させていただき、紹介後も引き続き当センターがサポートさせていただきます。



よつば相続支援センター

〔運営〕

米本合同税理士法人
米本会計株式会社

お問い合わせは
こちらから



0800-777-3948

サンキューヨツバ

お電話受付時間
平日9時～17時

岸和田事務所 大阪府岸和田市別所町2丁目17番1号

岡山事務所 岡山県岡山市北区下石井2丁目10番12号 6F

大阪事務所 大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 タワーB14F

沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港5丁目5番5号 グランシャリオ 牧港1F

思い出を大切に、価値を大切に 信頼の質屋で遺品整理を。

こんなお悩みありませんか？

- ✓ どういうお店に相談したらいいか、わからない...
- ✓ 価値がわからない状態で持ち込んでいいの不安
- ✓ 適正な価格で買い取ってもらえるか心配



創業102年、地域に寄り添ってきた質屋だから安心。

地域の皆様にご支持いただきながら、大切な思い出や貴重な品々に寄り添い、真の価値を見極めるお手伝いをして参りました。

当店は公正で透明な査定をととても大事にしています。



真摯な査定で高額買取いたします

金・Pt・宝飾品

壊れたネックレスや歪んだ指輪などもOK! 宝石鑑定のプロがしっかり査定いたします。



ブランド時計

ロレックス・オメガ・ピアジェ・パテック・セイコー等古いモデルでも丁寧に査定いたします。



バッグ・財布

ルイヴィトン・エルメス・グッチ・シャネル等、信頼の査定でご提案いたします。



商品券など

その他、各種商品券など上記以外でもまずはお気軽にお問合せ下さい。



株式会社 柳生興産

柳生質舗

貝塚市中町9番3号(駐車場完備) <http://yagyu-shop.com/>
営業時間 / 9:00~20:00 定休日 / 日曜日・祝祭日

大阪質屋協同組合加盟店

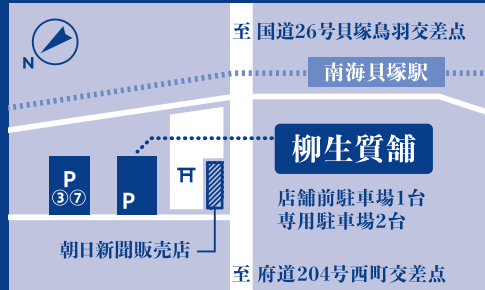
質屋許可証番号 第622130000005号(大阪府公安委員会)
古物商許可番号 第622130504507号(大阪府公安委員会)

☎ (072) 422-2974

公式サイト
情報毎日更新



まずはお気軽に
お電話下さい。



(電車) 南海貝塚駅 西出口より徒歩4分 (車) 朝日新聞販売店角入ってすぐ

行政書士法人あすか法務事務所

泉州地域での相続手続きはお任せください。
土日祝日でもご対応させていただきます。(初回相談無料)

泉佐野市のいこらもーる内にある

行政書士法人です。

相続に関する手続きだけでなく、日常の小さな
お困りごとについてもご相談ください。

- 相続手続き
- 遺言書の作成
- 信託の手続き
- 任意後見・死後事務委任契約
- その他色々(交通事故・契約書etc)



行政書士法人あすか法務事務所 所属行政書士: 代表社員 工藤耕平(17260713) 社員 恩知唯衣(18261134)

〒598-0062 大阪府泉佐野市下瓦屋2-2-77 いこらもーる2階

TEL ▶ 072-489-6123 10:00~19:00
不定休(※要事前予約)

FAX: 072-489-6121 E-mail: info@gyosei-kkohei.com



相続の

相続手続き・終活のことなら

高井俊明税理士事務所

お坊さん税理士が、サポートいたします。

無料相談実施中

- 相続税
- 事業承継
- 生前対策

急に発生する相続に悩まされる方は多いと思います。
高井俊明税理士事務所ではお客さまの視点に立って、相続や相続税について、わかりやすくご説明いたします。
「お悩みを解決したい」この一心で、お客さまに寄り添って業務を行っております。



誠実、丁寧、親身な対応でお客様のお悩みを解決に導きます



上記の相続手続きでお悩みの方は
こちらへご連絡を！（相談無料！）

☎ 072-425-8577

〒598-0007 大阪府泉佐野市上町3丁目11-5
うえばやしビル 3F

南海電鉄「泉佐野駅」徒歩約1分

駐車場完備

営業時間：9:00 ~ 18:00

定休日：土日祝日

info@takaizeirishi.com

https://osaka-shukatsusouzoku.com/



相談窓口

私たちにお任せ下さい！

フジモト司法書士事務所

相続に関するお悩みごとがございましたらお気軽にご相談ください。



無料相談実施中

- 不動産名義変更
- 預貯金 / 株式
- 戸籍の収集
- 相続放棄

お客さまへは、法律的な問題解決をし、心理的な負担も少しでも減らすことができると考えています。
また、「身近な法律家」であるために、敷居が低く、困ったことがあれば気兼ねなく相談しにきていただけるよう心がけています。

身近な町の法律家に、お任せください。



上記の相続手続きでお悩みの方は
こちらへご連絡を！（相談無料！）

☎ 072-488-7431

〒590-0403 泉南郡熊取町大久保中 1-9-13

熊取駅から徒歩約3分

駐車場完備・出張相談対応

営業時間：7:30 ~ 20:00

土日・祝日営業

<https://senshu-souzoku.jp/>



相続税についての ご相談は

私どもにお任せください



ウチは**相続税**がかかるの？

税金が少なくなる**分割**の仕方は？

二次相続を考慮した分割方法は？

相続税対策、なにをすればいい？



まずは相続税申告実績も多い当事務所へご相談ください。
お客様の立場となり、全力でご対応します。

50年
以上の
実績

他士業
との
スムーズな
連携

ワン
ストップ
サービス

予約制
にて土日祝の
ご相談可能

お気軽にお電話ください

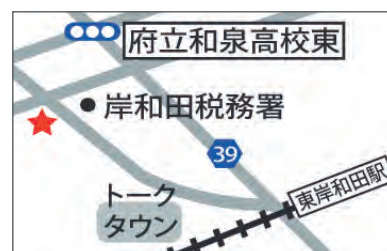
泉州税理士法人

Sensyu Tax accountant corporation

〒596-0825 岸和田市土生町2丁目27番1号
西栄ビル2階

TEL:072-436-1111

受付時間：平日 8:45～17:15 定休日：土日祝
<https://sensyu-zeirisi.com/>



心の道しるべ
信頼と伝統

思いに寄り添って



故人への思いを大切に、葬儀や法要、納骨までご相談承ります。

分からないことは
ご相談いただいています。

○葬儀(枕経・お通夜・告別式・七日七日・満中陰含む)

30万円～

○法要(法事)

3万円～

※上記はあくまで目安です



お骨やお墓についても
ご相談承ります。
お気軽にお尋ねください。

納骨堂も建設予定につき、先行募集をしています。
詳しくはお問い合わせください。



真宗大谷派
川勝山

道教寺

〒597-0033 大阪府貝塚市半田1-3-15

☎ 072-427-5515

F A X: 072-427-5516

ホームページ: <https://dokyoji.com>

Instagram: <https://www.instagram.com/dokyoji.gram/>

ホームページ

Instagram



発行 貝塚市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年10月

